

鳥取市企業立地促進資金融資制度要綱

鳥取市企業立地促進資金融資制度要綱（平成18年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取市内に工場等の新設又は増設を行う企業が、必要資金を調達するための制度を整備することにより、企業立地を促進するとともに雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、鳥取市企業立地促進要綱（令和2年3月1日制定）の例による。

（融資対象者）

第3条 この資金の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす企業とする。（以下「融資対象者」という。）

- (1) 鳥取市企業立地促進要綱第4条第1項による指定を受けている企業
- (2) 市税等を滞納していない企業

（融資対象事業の認定）

第4条 市長は、融資対象者の行う鳥取市企業立地促進要綱別表第1第2欄及び同要綱別表第2第2欄に規定する事業（以下「認定事業」という。）の実施に必要な運転資金又は設備資金について、別表1、別表2及び別表3の融資対象経費の欄に掲げる経費が、それぞれの表の要件の欄に掲げる要件に適合すると認めるときは、融資対象として認定するものとする。

2 前項の認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、鳥取市企業立地促進資金融資対象事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

- (1) 鳥取市企業立地促進要綱第4条第3項の規定による鳥取市企業立地促進補助金補助対象企業指定通知書の写し
- (2) 直近の決算報告書
- (3) 納税証明書
- (4) 見積書、契約書又は所要経費の積算資料その他の融資対象経費の根拠となるものの写し
- (5) 実施前の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し（増設の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の認定をしたときは、鳥取市企業立地促進資金融資制度対象認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（融資条件）

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業開始時期

融資実行日から3年以内に操業を開始するものとする。ただし、経済情勢の悪化等により操業遅延が真にやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。また、鳥取市企業立地促進要綱第10条第1項の規定に掲げる日までに別表2及び別表3の雇用増数等欄に掲げる要件を達成するものとする。

- (2) 融資対象施設・融資限度額等
- ア 運転資金については、別表1に掲げるとおりとする。
 - イ 製造業、道路貨物運送業を行う融資対象者の設備資金については、別表2に掲げるとおりとする。
 - ウ イに掲げる事業以外を行う融資対象者の設備資金については、別表3に掲げるとおりとする。

- (3) 融資期間
- 運転資金 10年（据置2年）以内
 - 設備資金 15年（据置2年）以内

- (4) 融資利率（変動金利）
- 信用保証なし 年1.68パーセント以内
 - 信用保証あり 年1.43パーセント以内

- (5) 信用保証
- 任意保証とする。

- (6) 保証料率
- 下表のとおりとする。 (単位：%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45

- (7) 担保
- 金融機関の定めるところによる。(信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。)
- (8) 保証人
- 金融機関の定めるところによる。(信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。)
- (9) 償還方法
- 割賦均等償還

2 融資対象施設の取得額および融資対象経費には消費税および地方消費税は含まないものとする。

(融資金融機関)

第6条 この資金の融資は、市内に店舗を有する金融機関（以下「融資金融機関」という。）が実施する。

(融資の申し込み)

第7条 この資金の融資を受けようとする者は、融資金融機関所定の借入申込書に融資対象事業認定通知書の写しを添付し、融資金融機関に申し込むものとする。

(融資の実行)

第8条 融資金融機関は、借入申込書を審査した上、適当と認めたときは融資を実行するものとする。

(融資の実行等の報告)

第9条 前条の規定により融資を行った融資金融機関は、市長に貸付実行（平均残高見込）報告書（様式第3号）を、融資を実行した月の翌月の10日までに提出するものとする。また、市

長が必要に応じて提出を求める際には、融資金融機関は速やかに提出するものとする。

(資金措置)

第10条 市は、融資金融機関に対して次のとおり資金措置を行う。

- (1) 預託額
この資金の融資残高に対し、次号に定める預託率を乗じた額
- (2) 預託率
鳥取県商工労働部長が別に定める。
- (3) 預託期間
年度更新とし、融資金融機関の融資期間を限度とする。
- (4) その他
その他については、融資金融機関と締結している契約書に基づいて行うものとする。

(繰上償還等)

第11条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、鳥取県及び融資金融機関と協議の上、融資を受けた者から融資の全部又は一部の繰上償還を融資金融機関に求めることができる。

- (1) 融資した資金を目的外に使用したとき。
- (2) 融資した資金の返還を怠ったとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により資金の融資を受けたとき。
- (4) 融資を受けて取得又は賃借した土地、建物及び償却資産について、用途の転用、廃止その他の認定事業に使用されないと認められる事由があったとき。
- (5) 融資対象経費の減少により、融資した資金の額が融資対象経費を超えたとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、融資を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めた場合には、融資を受けた者に通知するものとする。

3 鳥取県産業成長応援資金（大型投資）制度要綱（令和2年4月1日付第202000002128号商工労働部長通知）第11条第2項の通知を受けた融資金融機関は、前条の規定により市が預託した額を速やかに返還しなければならない。

(完了報告等)

第12条 融資を受けた者は、融資対象経費の支払いを完了したときは、鳥取市企業立地促進資金融資対象事業に係る事業完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面、
- (2) 融資対象経費を証する契約書、領収書その他の書類の写し
- (3) 融資対象事業認定通知書の写し

2 融資を受けた者は、操業を開始したときは、鳥取市企業立地促進資金融資対象事業に係る操業開始報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

3 融資を受けた者は、鳥取市企業立地促進要綱に基づく補助金の交付決定の日から30日以内に鳥取市企業立地促進資金貸付対象事業に係る雇用状況等報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、雇用状況等について市長に報告しなければならない。

- (1) 鳥取市企業立地促進要綱に基づく補助金についての補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し（増設の場合に限る。）

(調査)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、融資を受けた者に対し必要に応じて調査を実施する。この場合において、融資を受けた者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和2年度の融資事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鳥取市企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の規定に基づき認定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

融資対象経費	要件（いずれも満たすこと。）		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
運転資金 （認定事業の実施に必要な人件費、 その他操業に必要な経費）	—	—	1億円

別表2（第5条関係）

融資対象経費	要件（いずれも満たすこと。）		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 （認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却資産の取得に要する経費）	20億円未満	次のいずれかを満たすこと。 （1）常用雇用者数が3人以上増加すること。 （2）次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 常用雇用者数が事業主都合により減少していないこと。 イ 新增設事業の完了の日を含む年度の前年度とその前年度を比較した付加価値額等の伸び率が1年で100分の4以上となること。	融資対象経費 又は10億円のいずれか低い額
	20億円以上	常用雇用者数が30人以上増加すること。	15億円
	70億円以上	常用雇用者数が50人以上増加すること。	30億円
	140億円以上	常用雇用者数が100人以上増加すること。	50億円

別表3（第5条関係）

融資対象経費	要件（いずれも満たすこと。）		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 （認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却資産の取得に要する経費）	—	次のいずれかを満たすこと。 （1）常用雇用者数が3人以上増加すること。 （2）次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 常用雇用者数が事業主都合により減少していないこと。 イ 新增設事業の完了の日を含む年度の前年度とその前年度を比較した付加価値額等の伸び率が1年で100分の4以上となること。	融資対象経費 又は2億円のいずれか低い額
	2.5億円以上 5億円未満	常用雇用者数が10人以上増加すること。	3億円
	5億円以上	常用雇用者数が15人以上増加すること。	4億円
設備資金 （認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却資産の賃借料（融資対象期間は、事業開始から1年間））	—	次のいずれかを満たすこと。 （1）常用雇用者数が3人以上増加すること。 （2）次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 常用雇用者数が事業主都合により減少していないこと。 イ 新增設事業の完了の日を含む年度の前年度とその前年度を比較した付加価値額等の伸び率が1年で100分の4以上となること。	融資対象経費 又は3千万円のいずれか低い額

備考

- 1 融資対象経費のうち他の県制度資金を受けるものは除くこと。
- 2 投資額とは投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- 3 付加価値額等とは以下のいずれかに該当するものとする。
 - （1）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
 - （2）一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷常用雇用者数（小数点以下第2位を四捨五入）